第２７回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和７年９月２５日　　１８：００～１８：２８
場　所　　役場庁舎　会議室
出席委員（承認印）

１番 垉田	２番 八田	３番 佐藤	４番 内田	５番 大島	６番 鈴木	７番 山口
８番 水崎	９番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：大島委員、柴田委員
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、向中野主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

１番　　垉田代理
２番　　八田委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）９月の業務報告について
（３）１０月の業務予定について
（４）あっせん報告について
（５）農地所有適格法人報告書の受理について

４　議案
第１号　合意解約通知の成立状況の確認について
第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）その他

６　その他
（１）次回の総会　　１０月２５日（木）午後６時００分から
（２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第２７回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立をお願い致します。礼。 本日、大島委員、柴田委員から欠席の申出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１１名で定足数に達しております。 これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	夜分大変お忙しい中ご苦労様でございます。 それではさっそく総会を進めてまいりたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 １番　垰田代理、２番八田委員　この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）諸般の報告について こちらからはございませんが、皆さんの方から何かございますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それでは、（２）９月の業務報告 及び （３）１０月の業務予定について、 事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください （２）９月の業務報告についてですが、 ４日から１１日の間で議会定例会がありました。初日に出羽会長にご出席していただきました。 １６日に栄地区の売買のあっせん委員会を開催しております。後ほど報告させていただきます。 農業委員会だより９月号を発行しております。配布をお願いしております。詳細については、総会終了後にご連絡をさせていただきます。 次に（３）１０月の業務予定についてですが、 今のところ、下旬の総会のみとなっております。 以上です。
議長	続きまして、（４）あっせん報告について、及び （５）農地所有適格法人報告書の受理について、事務局から説明願います。
事務局長	【（４）について朗読説明】 続きまして、議案４ページ下段をご覧ください。 （５）農地所有適格法人報告書の受理についてですが、 農地法第６条第１項で報告が義務付けられており、記載にあります３７法人、すべての法人から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、ご報

	告いたします。 　いずれも書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 　報告は以上です。
議長	以上で報告事項を終わります。 　次に、議案の審議へ移ります。 　議案第１号　合意解約通知の成立状況の確認について 　合意解約の番号１番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第１号　番号１番について朗読説明】 　本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 　説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 　それでは、質疑を受けたいと思います。 　質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 　議案第１号　合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 　合意解約の番号２番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第１号　番号２番について朗読説明】 　本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 　説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 　それでは、質疑を受けたいと思います。 　質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。

	議案第１号　合意解約の番号２番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号２番は、原案どおり可決決定されました。 合意解約の番号３番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第１号　番号３番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号３番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号３番は、原案どおり可決決定されました。 合意解約の番号４番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第１号　番号４番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号４番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	議案第１号　合意解約の番号４番は、原案どおり可決決定されました。 続きまして、 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について、 （１）所有権移転の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（１）番号１番について朗読説明】 現地確認は、鈴木委員、水崎保好委員が行っています。 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書１ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号１番について、地区担当委員の意見を求めます。 ６番　　鈴木委員　何か補足などありませんか。
鈴木委員	ありません。
議長	８番　　水崎保好委員　何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（｢ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号　所有権移転の番号１番について､原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（｢ありません。」の声）
議長	議案第２号　所有権移転の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用貸借権設定の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（２）番号１番について朗読説明】 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書２ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 地区担当委員は、柴田委員、濱野委員となっております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。

	使用貸借権の番号１番について地区担当委員の意見を求めます。 ９番　　柴田委員は欠席してますが、了解ということですね。 １２番　　濱野委員　　何か補足などありませんか。
濱野委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号（２）使用貸借権の１番は、原案どおり可決決定されました。 議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について、 番号１番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第３号　番号１番について朗読説明】 また、別紙でお配りしている資料　調査書３～５ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の用途変更手続きについては、議案２１ページ、２２ページのとおり令和７年９月５日付で用途変更が完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、八田委員、内田委員が行っております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。 ２番　八田委員　　何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	４番　内田委員　　何か補足などありませんか。
内田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。

	質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。
	続きまして、 議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
	売買の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　売買番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。
	それでは、売買の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。
	続いて、賃貸借の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）

議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号２番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号２番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号２番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号３番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号３番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号３番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号４番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号４番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号４番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号４番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。

委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号４番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて 賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ６番鈴木委員、８番水崎保好委員、１１番水崎勝秀委員、１３番出羽を指名いたします。 なお、協議については、総会終了後に行ってください。 続いて、賃貸借の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）賃貸借番号２番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号２番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は、あっせんすることに決定いたします。 賃貸借の番号２番について、あっせん委員の指名をします。 ７番山口委員、９番柴田委員、１２番濱野委員を指名いたします。 なお、協議については、総会終了後に行ってください。

	続いて、賃貸借の番号３番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）賃貸借番号３番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号３番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号３番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号３番は、あっせんすることに決定いたします。 賃貸借の番号３番について、あっせん委員の指名をします。 ３番佐藤委員、５番大島委員、１０番加茂委員を指名いたします。 なお、協議については、総会終了後に行ってください。 最後、更新分の農地あっせん方法について説明をお願いします。
事務局長	議案３６ページから４３ページまで､賃貸借の案件２４件を掲載しております。 今回のすべての案件は、新規ではなく、利用集積計画の賃貸借の更新の案件となっております。農地法３条の賃貸借は自動更新ですが、利用集積計画の場合は設定した終期、契約期限で一旦契約が終了し、再度利用集積等促進計画を改めて設定することになります。 今回更新しようとする案件は、今年の１２月３１日までの終期、契約が一旦終了します。そのため、６月に農地所有者に対して来年１月以降の意向調査を実施し、再度貸したいと申し出のあった案件となっております。以上です。
議長	それでは、更新分のあっせん方法について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、事務局の説明のとおり取り進めてください。 次に協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、 皆さんから何かございますか？
委員	（「ナシ」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。

事務局長	（１）次回の総会ですが、１０月２７日（月）午後６時から 役場・会議室でお願いいたします。
議長	次回の総会は、１０月２７日月曜日の午後６時からということで 開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。 （２）その他 事務局からはありませんが、皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第２７回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１８時２８分閉会）